

(別表)

業種	以下のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する従業員
① 製造業・建設業・運輸業（⑤を除く。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業（⑥を除く。）	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
⑥ 旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑦ その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 医療法人及び社会福祉法人は、「③ サービス業（⑥を除く。）」に該当するものとする。

※ ただし、下記のいずれかに該当する者は、「みなし大企業」として対象外とする。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

カ 応募時点で確定している（申告済み）、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者